

令和6年度 飲料水検査要綱

担当班 5班

検査日 4月4日(木)から6月10日(月)
連休など、休み明けは避けることが望ましい。

報告書提出期限 6月10日(月)

検査内容

遊離塩素濃度測定 (DPD法で測定)

1. 校舎毎に、各階1箇所の飲料用蛇口から採取した飲料水を検査する。
(検査票中の検水場所階数が無い部分は、斜線で消去する)
 2. 戸外飲料用蛇口については、2箇所以上(昇降口・体育館)必ず実施する。
その他、使用頻度の多そうな場所を選び、実施する。
飲料用蛇口とは、上向きに飲料水が出る構造のものとする。ただし、そのような構造の蛇口が設置されていない場合、通常の蛇口から採取すること。
- 放水時間は、遊離残留塩素濃度が基準の0.1mg/Lに達するまでの所要放水時間を記載する。放水直後で基準値に達していれば、「直後」とする。
 - 測定は1分毎に行う。最大5分間を目安とする。
5分放水後でも、基準値に達しない場合、「未検出」と記載する。
 - 外観検査では、白い紙コップを持参し、特に配管のさびによる濁りに注意する。また、職員に聞き、普段の様子も参考にする。
 - 検査表を市薬ホームページよりダウンロードし、検査データ一覧表にデータ入力して薬事センターへエクセルデータをメールで送信をする。

受水槽の施設検査

受水槽のオーバーフロー配管に設置されている防虫網の点検を再度実施する。
前回、問題があった学校については、改善されたか確認する。

防虫網の個所は下図を参照

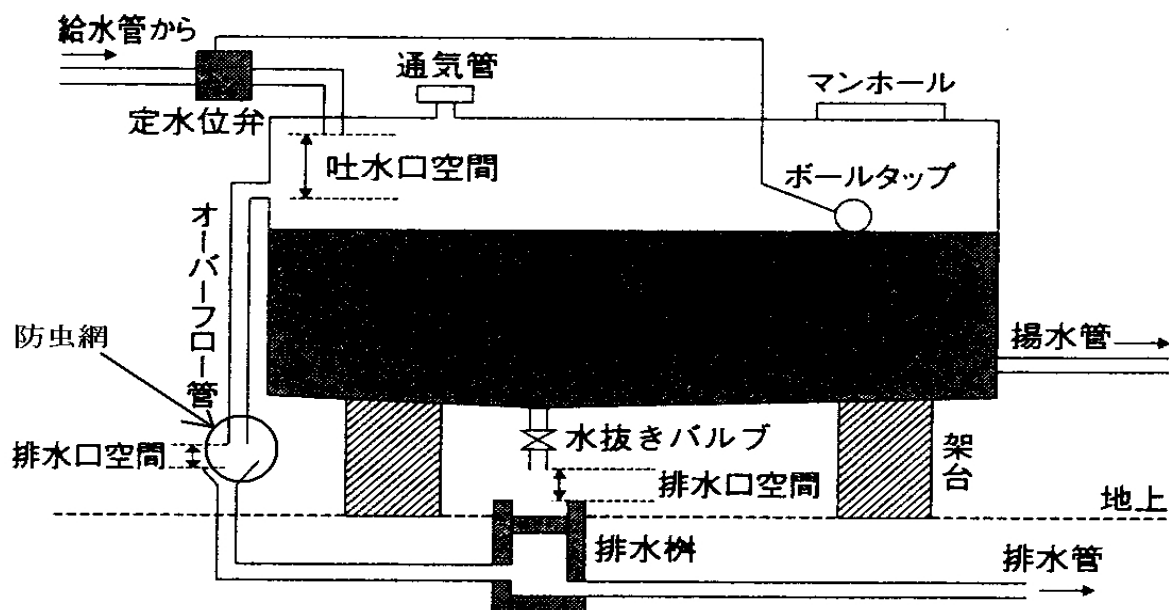


図4-2 地上式給水タンク (告示型受水槽の例)

(地下式の場合にも受水槽周辺に空間を設ける)